

---

プロジェクト      **ASAF 対応**

項目                **基準適用後のレビューのプロセス**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 12 月に開催が予定されている会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議で議論が予定されている基準適用後のレビュー (PiR) のプロセスに関する資料 (以下「本 ASAF 会議資料」という。) について、ASAF 対応専門委員会においてご意見を頂くことを目的として、概要及び ASAF 会議における発言 (案) をまとめたものである。

## II. 本 ASAF 会議資料の概要

### 本 ASAF 会議資料の概要

2. 本 ASAF 会議資料では、次の点について、記述されている。

- (1) これまでの PiR の取組み
- (2) PiR の目的
- (3) 実施された PiR のプロセス
- (4) これまでに実施された PiR の経験
- (5) ASAF メンバーに対する質問事項

### これまでの PiR の取組み

3. IASB は、これまで、次の基準について、PiR を実施又は PiR の実施を予定している。

#### (実施が完了した基準)

- (1) IFRS 第8号「事業セグメント」
- (2) IFRS 第3号「企業結合」

#### (1 年以内に実施を予定している基準)

- (3) IFRS 第10号「連結財務諸表」
- (4) IFRS 第11号「共同支配の取決め」
- (5) IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」
- (6) IFRS 第13号「公正価値測定」

### PiR の目的

4. PiR は、デュー・プロセス・ハンドブック (6.52 項から 6.63 項) において、IFRS の新たな要求事項が投資家、作成者、監査人に対してどのような影響があったかに

ついて評価する機会であると説明されている。また、PiRの実施にあたって、IASBは、次の事項を考慮することが要求されている。

- (1) 基準の開発において重要又は論争のあった論点を考慮すること
  - (2) 基準の公表後、IASBに寄せられた論点を考慮すること
  - (3) 予想外のコストや適用上の問題があった分野を識別すること
5. デュー・プロセス・ハンドブックにおいて、IASBは公開協議を行うとともに、最終段階において発見事項及び今後予定される措置について公表することが要求されている。

### 実施されたPiRのプロセス

6. これまでのPiRにおいて、次のプロセスが実施された。

(1) 第1段階：予備的な評価及び情報収集

- ① 基準開発時点で重要又は論争のあった論点を識別すること
- ② 次の方法で、主な適用上の論点を識別すること
  - IFRS 解釈指針委員会へのサブミッションのレビュー
  - 大手監査事務所、証券規制当局等へのアウトリーチの実施
- ③ 意見募集文書を公表すること
- ④ 学術研究を識別すること

(2) 第2段階：寄せられた情報の分析

- ① 意見募集やアウトリーチで寄せられたフィードバックを検討すること
- ② 学術研究の結果をレビューすること
- ③ フィードバックと学術研究の成果を比較すること
- ④ 発見事項を踏まえ、今後、IASBが採るべき措置を決定すること
- ⑤ フィードバック文書を公表すること

### これまでに実施されたPiRの経験

7. 範囲：IFRS第8号及びIFRS第3号のPiRにあたっては、広い範囲（質問を特定の論点に限定しない、IFRS第3号のPiRにおいては、2008年改訂だけでなく、2004年改訂の論点も対象に含めた）で行われた。このように広い範囲でPiRを行った点については、多くの関係者から支持されていた。

8. 公開協議：意見募集文書の公表を行ったことで、インプットの提供を希望する者に

その機会を与えることが確保された。但し、アウトリーチの実施も、特に投資家からのインプットを入手するのに役立った。

9. 学術研究の成果のレビュー：IFRS 第 8 号及び IFRS 第 3 号の PiR の双方で、学術研究の成果のレビュー（それぞれの論文数：30、36）を行い、その結果、場合によっては、意見募集やアウトリーチから得られたフィードバックと異なる結果が示されていた。IFRS 第 8 号は、対応する基準が米国において長年適用されていたほか、IFRS 第 3 号は 2004 年に大きな改訂がされたので、今回のレビューでは多くの学術研究の成果が得られたが、基準適用後 2 年後に PiR を実施する場合、学術研究の成果は少ないことが予想される。
10. PiR の成果：IFRS 第 8 号の PiR を踏まえ、IASB は限定的な基準の改訂を予定している。他方、IFRS 第 3 号の PiR を踏まえ、IASB は、「事業」の定義の見直しと、及び、のれん、減損、無形資産に関するプロジェクトを立ち上げている。

### ASAF メンバーに対する質問事項

11. 本 ASAF 会議資料では、次の点について質問が示されている。
  - (1) PiR の目的について、助言（維持すべき点、変更すべき点）はあるか。
  - (2) PiR のプロセスに関して、次の点についてどのように考えるか。
    - ① どのような点について、上手くいっているか
    - ② PiR において、適切な見解(right mix of inputs)が得られたか
    - ③ 改善を図るべき点はあるか
  - (3) 学術研究の結果を PiR において引き続き検討すべきか。そうである場合、2年間の適用経験では、PiR を行うにあたって十分な学術研究の成果は得られないという IASB スタッフの見解に同意するか。

### III. ASAF 会議での発言（案）

12. ASAF 会議において、次の発言を行うことを予定している。
  - (1) PiR の目的：デュー・プロセス・ハンドブックにおける PiR の目的に関する記述は、概ね適切と考えられる。
  - (2) PiR のプロセス：
    - ① IFRS 第 8 号及び IFRS 第 3 号の PiR のプロセスにおいて、情報収集段階までは、概ね上手くいったと考えている。

- ② ただし、IASB が緊急に取り組むべきであると利害関係者が考える論点があるにもかかわらず、PiR が予定されていることを理由として、IASB が直ちに対応しないという事態が生じることはあってはならないと考えている。
  - ③ なお、基準開発プロセスを効率化するため、PiR の意見募集において論点とともに、解決策について質問をすることが考えられるのではないかと。
- (3) 学術研究の成果等：学術研究の成果が十分に得られることを優先する場合、基準適用後、相当の期間が必要となると考えられる。我々は、PiR の開始時期をあまりに遅らせることは、目的に照らして適切でないと考えており、このため、学術研究について十分な成果が得られるまで、PiR の開始を遅らせるべきと考えていない。

#### ディスカッション・ポイント

IASB による PiR に関する ASAF 会議での発言（案）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上